

公告

広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務に係る公募型プロポーザルの公告

広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

広陵町長 山村吉由



1 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「募集要領」のとおり）

(2) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 委託限度額

金4,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 候補者の選定

本業務の委託候補者の選定は、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

3 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和6年4月23日（火）

(2) 質問受付

令和6年4月26日（金）午後5時まで

(3) 質問への回答

令和6年5月7日（火）午後5時を目途にホームページで回答

(4) 参加申込書の受付・資格の審査

令和6年5月8日（水）から令和6年5月14日（火）

(5) 参加資格審査結果通知

審査後、速やかに通知

(6) 技術提案書の受付

令和6年5月20日（月）から令和6年5月24日（金）

(7) 技術提案の審査プレゼンテーション

令和6年6月3日(月) 予定

(8) プロポーザル審査結果通知

令和6年6月上旬頃予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正又は再生手続きをしていない者であること。

(3) 広陵町の令和6年度の入札参加資格を有する者

(4) プロポーザル参加申込書(様式1-1)又は事業者グループ参加申込書(様式1-2)の提出日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていない者であること。

(5) 広陵町暴力団排除条例(平成23年広陵町条例第8号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でない者であること。

(6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録のある者。

担当者として配置する技術者は、建築士法に基づく一級建築士を1人(総括責任者との兼任可)は必ず配置するものとし、受注者とプロポーザル参加申込前1年以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

(7) 民間事業者グループで申し込む場合は、必ず代表事業者1者を選定すること。代表事業者が全ての責任を負うものとし、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 全ての構成員が上記(1)から(5)までの要件を満たしていること。

イ いずれかの構成員が、上記(6)の要件を満たしていること。

ウ 民間事業者グループの構成員は、本プロポーザルにおいて、他の応募者及び構成員となることは出来ない。

5 その他

詳細は「募集要領」及び「広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務特記仕様書」等を参照すること。

6 問い合わせ先

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町 住民環境部 環境政策課

電話番号(代表) 0745-55-1001

メールアドレス kankyo@town.nara-koryo.lg.jp